

第2号様式(第10条関係)

令和3年 4 月 23 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

末松 文信



令和2年度政務活動費収支報告書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成2年度 政務活動費収支報告書

議員名 末松 文信

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
研 修 費	0	
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	34,470	公明新聞(1/2) 八重山日報(1/2) 琉球新報(1/2)
事 務 所 費	488,199	家賃1/2(7月~3月分) 電気代1/2(7月~3月分) 水道代1/2(7月~3月分)
事 務 費	107,692	コピー機リース代 使用料1/2 固定電話1/2 消耗品1/2
人 件 費	726,499	給与(7月~3月分)全額 労働保険(令和2年度分)
合 計	1,356,860	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年7月分 領収日 7月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)-1

7月分案分1/2: (1,887 ÷ 2 = 943)

充当金額 ¥943

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年8月分 領収日 8月28日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)

8月分案分1/2: (1,887 ÷ 2 = 943)

充当金額 ¥943

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年9月分

領収日 9月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)-2

9月分額 (1887×1/2=943)

充当金額 ¥943

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2020年10月分

領収日 10月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)-1

10月分額 (1887×1/2=943)

充当金額 ¥943

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2020年11月分

領収日 11月 27日

領収金額 ¥1,887 ☆

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081
お申込No. 47020-16840(505)

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2020年12月分

領収日 12月 25日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081
お申込No. 47020-16840(505)-2

11月分 1/2 (1,887 × 1/2 = 943)

充当金額 ¥943

12月分 1/2 (1,887 × 1/2 = 943)

充当金額 ¥943

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年1月分 領収日 1月29日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)-1

1冊半 $\frac{1}{2}$ (1887 \times $\frac{1}{2}$ = 943)

充当金額 ¥943

新聞購読料 領収証

末松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年2月分 領収日 2月28日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 '下里' 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)

2冊半 $\frac{1}{2}$ (1887 \times $\frac{1}{2}$ = 943)

充当金額 ¥943

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

新聞購読料 領収証

未松文信県議会議員 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2021年3月分 領収日 3月30日

領収金額 ¥1,887

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞*	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)
(8%対象 1,887)

販売店 下里 幸一
住所 名護市宇茂佐の森4丁目6番5号
TEL 0980-54-0754 FAX 0980-54-8081

お申込No. 47020-16840(505)-2

3月分半 (1,887 × 1/2 = 943)

充当金額 ¥943

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

「領収者印」について (八重山日報より)
昨年4月分刊 領収者印は押印せずに社印のみ発行

新聞雑誌等購読料

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和2年7月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年8月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

7月分 ￥2,700 半分 $(2700 \times \frac{1}{2} = 1350)$
充当金額 ￥1,350

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和2年8月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年9月23日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

8月分半分 $(2700 \times \frac{1}{2} = 1350)$
充当金額 ￥1,350

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

「領収者印」について (八重山日報社)
昨年4月以降此領収者印は押印せずに社印のみ発行

新聞雑誌等購読料

領収書

末松 文信 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和2年9月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年10月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

9月分乗分 $\frac{1}{2}$ ($2700 \times \frac{1}{2} = 1350$)

充当金額 ￥1350

領収書

末松 文信 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和2年10月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年11月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石垣市石垣486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

10月分乗分 $\frac{1}{2}$ ($2700 \times \frac{1}{2} = 1350$)

充当金額 ￥1350

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

「領収者印」について (八重山日報より)
昨年4月以降より領収者印は押印でも社印でも可

新聞雑誌等購読料

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和2年11月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和2年12月21日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石川郡石川町486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

11月分半 (2700 * 1/2 = 1350)
充当金額 ￥1350

領収書

収入印紙

末松 文信 様

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和2年12月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年1月20日



株式会社八重山日報社
代表取締役 宮良 薫
〒907-0023 沖縄県石川郡石川町486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

12月分半 (2700 * 1/2 = 1350)
充当金額 ￥1350

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

領収書

末松 文信 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年1月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年2月22日



株式会社八重山日报社
代表取締役 宮良 義
〒907-0023 沖縄県石川町字石川486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

1月分割合 (2,700 × 1/2 = 1,350)
充当金額 (¥1,350)

領収書

末松 文信 様

収入印紙

金額 ￥ 2,700 —

但し、 令和3年2月分購読料 として 上記正に領収いたしました。

領収日 令和3年3月22日



株式会社八重山日报社
代表取締役 宮良 義
〒907-0023 沖縄県石川町字石川486-1 NTT八重山ビル2F
TEL (0980) 82-2403 FAX (0980) 82-8122

領収者印

2月分割合 (2,700 × 1/2 = 1,350)
充当金額 ¥1,350

資料購入費

03-03-22

*2,700

RW. 7177-7409

3月分半/2

(2700x1/2 = 1350)

本当金額 ¥1,350



新聞購読料:
 八重山日報
 海邦銀行厚河内出張所
 引落し

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

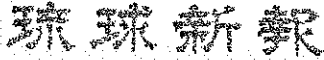
新聞雑誌等購読料

2020年7月分
宮里448-5
琉興リースビル201
末松文信事務所

領収証

000009
028-059-3-2-003550

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2020年8月18日

7月分新報1/2
(3,075 × 1/2 = 1537)
充当金額
¥1537

※軽減税率対象

読者ID
704041

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

担当者印



印刷日
2020/07/22


自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2020年8月分
宮里448-5
琉興リースビル201
末松文信事務所

領収証

000008
028-059-3-2-003550

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込
			上記金額を領収しました。 2020年8月18日

8月分新報1/2
(3,075 × 1/2 = 1537)
充当金額
¥1537

※軽減税率対象

読者ID
704041

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

担当者印



印刷日
2020/08/18

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2020年9月分 領収証 000009
宮里448-5 028-059-3-2-003550
琉興リースビル201
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2020年10月17日

読者ID 704041

担当蓋印

印刷日 2020/09/14

※軽減税率対象

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

9月分 1/2
(3,075 × 1/2 = 1,537)
充当金額 ¥1,537

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2020年10月分 領収証 000009
宮里448-5 028-059-3-2-003550
琉興リースビル201
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込

上記金額を領収しました。
2020年11月16日

読者ID 704041

担当蓋印

印刷日 2020/10/15

※軽減税率対象

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

10月分 1/2
(3,075 × 1/2 = 1,537)
充当金額 ¥1,537

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2020年11月分 領収証 000009
028-059-3-2-003550
宮里448-5
琉興リースビル201
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
上記金額を領収しました。 2020年11月18日			
読者ID 704041			
※軽減税率対象			
販売店	宇茂佐		
TEL	0980-53-2909		
住所	東江4丁目13-7		
店主	比嘉利和		
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈			毎度ご愛読ありがとうございます。

11月分割合
 $(3,075 \times \frac{1}{2} = 1537)$
充当金額 ¥1537

2020年12月分 領収証 000009
028-059-3-2-003550
宮里448-5
琉興リースビル201
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
消費税額込			
上記金額を領収しました。 2020年12月18日			
読者ID 704041			
※軽減税率対象			
販売店	宇茂佐		
TEL	0980-53-2909		
住所	東江4丁目13-7		
店主	比嘉利和		
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈			毎度ご愛読ありがとうございます。

12月分割合
 $(3,075 \times \frac{1}{2} = 1537)$
充当金額 ¥1537

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2021年1月分
宮里448-5
琉興リースビル201
末松文信事務所

領収証

000008
028-059-3-2-003550

様

1月分新1/2

(3075 x 1/2 = 1537)

充当金額 ¥1537

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID
704041

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

担当者印

印刷日
2021/01/12

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

2021年2月分
宮里448-5
琉興リースビル201
末松文信事務所

領収証

000008
028-059-3-2-003550

様

2月分新1/2

(3075 x 1/2 = 1537)

充当金額 ¥1537

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID
704041

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

担当者印

印刷日
2021/02/06

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

資料購入費

新聞雑誌等購読料

2021年3月分 領収証 000008
宮里448-5 028-059-3-2-003550
琉興リースビル201
末松文信事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

琉球新報

3月分半
(3,075 × 1/2 = 1,537)
充当金額 ¥1,537

※軽減税率対象

読者ID 704041

販売店 宇茂佐
TEL 0980-53-2909
住所 東江4丁目13-7
店主 比嘉利和

担当印

印刷日 2021/03/09

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(7月~3月分)(@93,000×9)	837,000	1/2	418,500
毎月払	事務所家賃振込手数料(7月~3月分)(@330×9)	2,970	1/2	1,485
7/27	事務所従量電気代(7月分)	13,985	1/2	6,992
9/8	事務所従量電気代(8月分)	11,786	1/2	5,893
10/9	事務所従量電気代(9月分)	9,869	1/2	4,934
11/5	事務所従量電気代(10月分)	6,908	1/2	3,454
12/21	事務所従量電気代(11月分)	5,813	1/2	2,906
1/21	事務所従量電気代(12月分)	3,313	1/2	1,656
2/12	事務所従量電気代(1月分)	5,128	1/2	2,564
3/25	事務所従量電気代(2月分)	3,693	1/2	1,846
3/25	事務所従量電気代(3月分)	3,745	1/2	1,872
7/27	事務所低圧電気代(7月分)	8,401	1/2	4,200
9/8	事務所低圧電気代(8月分)	6,266	1/2	3,133
10/9	事務所低圧電気代(9月分)	6,303	1/2	3,151
11/5	事務所低圧電気代(10月分)	4,696	1/2	2,348
12/21	事務所低圧電気代(11月分)	4,435	1/2	2,217
1/21	事務所低圧電気代(12月分)	4,185	1/2	2,092
2/12	事務所低圧電気代(1月分)	4,467	1/2	2,233
3/25	事務所低圧電気代(2月分)	4,157	1/2	2,078
3/25	事務所低圧電気代(3月分)	4,157	1/2	2,078
8/6	上下水道代(7月分)	1,870	その他	467
10/9	上下水道代(8月~9月分)	6,050	1/2	3,025
12/21	上下水道代(10月~11月分)	6,050	1/2	3,025
2/12	上下水道代(12月~1月分)	6,050	1/2	3,025
4/5	上下水道代(2月~3月分)	6,050	1/2	3,025
事務所費 充当合計				488,199

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領 収 証

No 002276

末松文信事務所 殿

金額 ¥ 93,000

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室 令和2年7月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 2年 8月 6日
平成



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360代
FAX (098) 995-0379



現金	
小切手	
振込	
手形	
相殺	
合計	



7月分家賃
 $197000 \times \frac{1}{2} = 46500$

充当額
¥46500

領 収 証

No 002277

末松文信事務所 殿

金額 ¥ 93,000

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室 令和2年8月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 2年 8月 6日
平成



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360代
FAX (098) 995-0379



現金	
小切手	
振込	
手形	
相殺	
合計	



8月分家賃
 $197000 \times \frac{1}{2} = 46500$

充当額
¥46500

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領収証

No 002278

末松文信事務所 殿

金額 93,000

(内、消費税等)

但し流興ビル201号室令和2年9月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 平成 2年 10月 14日



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360(代)
FAX (098) 995-0379



内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
	合計	



9月分1/2
93,000 x 1/2 = 46,500

充当金額
¥46,500

領収証

No 002279

末松文信事務所 殿

金額 93,000

(内、消費税等)

但し流興ビル201号室令和2年10月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 平成 2年 12月 21日

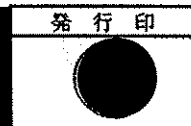


株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360(代)
FAX (098) 995-0379



内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
	合計	



10月分1/2
93,000 x 1/2 = 46,500

充当金額
¥46,500

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領 収 証

№ 002280

末松文信事務所 殿



金額

			4	9	3	.	0	0	0
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室 令和2年11月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 2年12月2日
平成

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
	合計	

発行印



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360(代)
FAX (098) 995-0379

11月分家賃
 $(93,000 \times \frac{1}{2}) = 46,500$
充当金額
¥46,500

領 収 証

№ 002281

末松文信事務所 殿



金額

			4	9	3	.	0	0	0
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室 令和2年12月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 3年1月2日
平成

内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
	合計	

発行印



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360(代)
FAX (098) 995-0379

12月分家賃
 $(93,000 \times \frac{1}{2}) = 46,500$
充当金額
¥46,500

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領 収 証

No 002283

末松文信事務所 殿

金額 93,000

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室令和3年1月分家賃とし

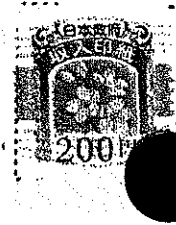
上記の金額正に領収致しました。

令和 3年 2月 24日

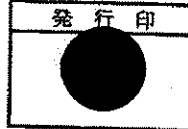


株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の1
TEL (098) 995-0360(代)
FAX (098) 995-0379



内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
	合計	



1月分家賃/2
(93,000/2 - 46,500)
充当金額
¥46,500

領 収 証

No 002284

末松文信事務所 殿

金額 93,000

(内、消費税等)

但し 琉興ビル201号室令和3年2月分家賃とし

上記の金額正に領収致しました。

令和 3年 3月 25日

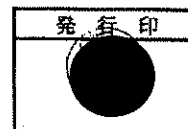


株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の1
TEL (098) 995-0360(代)
FAX (098) 995-0379



内 訳	現金	
	小切手	
	振込	
	手形	
	相殺	
	合計	



2月分家賃/2
(93,000/2 - 46,500)
充当金額
¥46,500

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

領 収 証

No 002285

未松文信事務所 殿



金額				¥	93	000
----	--	--	--	---	----	-----

(内、消費税等)

但し 疏興ビル201号室 令和3年3月分家賃として

上記の金額正に領収致しました。

令和 3年 4月 5日
平成

現金	
小切手	
振込	
手形	
相殺	
合計	



株式会社 南部再資源化センター

〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地の9
TEL (098) 995-0360代
FAX (098) 995-0379

発行印

3月分家賃
(93,000 × 1/2 = 46,500)
充当金額
¥46,500

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械/処理番号	銀行番号
02	08	06	404040	112	
			店舗番号	口座番号	
09				現金扱	
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
11:57			おつり ¥0		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナツ"サイツケ"ソカセンタ様					
依頼人 スイマツ"ソツ"様					
振込日 02-08-06					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
0806033					
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済					

琉球銀行

102-317(23.01)

7月分振込手数料 案分/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$
 充当金額 ¥165

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械/処理番号	銀行番号
02	08	06	404040	114	
			店舗番号	口座番号	
09				現金扱	
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
11:58			おつり ¥4		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナツ"サイツケ"ソカセンタ様					
依頼人 スイマツ"ソツ"様					
振込日 02-08-06					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
0806034					
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済					

琉球銀行

102-317(23.01)

8月分振込手数料 案分/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$
 充当金額 ¥165

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械/処理番号	銀行番号
02	10	14	402090	170	
			店舗番号	口座番号	
09				現金扱	
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
16:50			おつり ¥6,670		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナツ"サイツケ"ソカセンタ様					
依頼人 スイマツ"ソツ"様					
振込日 02-10-14					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
1014070					
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済					

琉球銀行

102-317(23.01)

9月分振込手数料 案分/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$
 充当金額 ¥165

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械/処理番号	銀行番号
02	12	21	402090	157	
			店舗番号	口座番号	
09				現金扱	
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
12:20			おつり ¥0		
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナツ"サイツケ"ソカセンタ様					
依頼人 スイマツ"ソツ"様					
振込日 02-12-21					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
1221055					
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済					

琉球銀行

102-317(23.01)

10月分振込手数料 案分/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$
 充当金額 ¥165

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
02	12	21	402090	155	
			店舗番号	口座番号	
09			現金扱		
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
12:17			おつり	¥0	
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナソフ"サイクケ"ソカセツタ様					
依頼人 スイマツフ"ソツ"様					
振込日 02-12-21					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
1221053					
			印紙税申告納付につき那覇	税務署承認済	

琉球銀行

102-317(23.01)

11月分振込手数料 新1/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$ 充当金額 ¥165

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
03	01	21	404050	154	
			店舗番号	口座番号	
09			現金扱		
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
15:00			おつり	¥6,670	
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナソフ"サイクケ"ソカセツタ様					
依頼人 スイマツフ"ソツ"様					
振込日 03-01-21					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
0121065					
			印紙税申告納付につき那覇	税務署承認済	

琉球銀行

102-317(23.01)

12月分振込手数料 新1/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$ 充当金額 ¥165

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
03	02	24	404070	241	
			店舗番号	口座番号	
09			現金扱		
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
14:33			おつり	¥0	
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナソフ"サイクケ"ソカセツタ様					
依頼人 スイマツフ"ソツ"様					
振込日 03-02-24					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
0224115					
			印紙税申告納付につき那覇	税務署承認済	

琉球銀行

102-317(23.01)

1月分振込手数料 新1/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$ 充当金額 ¥165

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
03	03	25	404060	237	
			店舗番号	口座番号	
09			現金扱		
お取引内容			お取引金額		
お振込			¥93,330		
お取引時刻			お取引後残高		
14:31			おつり	¥6,670	
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナソフ"サイクケ"ソカセツタ様					
依頼人 スイマツフ"ソツ"様					
振込日 03-03-25					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
0325110					
			印紙税申告納付につき那覇	税務署承認済	

琉球銀行

102-317(23.01)

2月分振込手数料 新1/2
 $(330 \times \frac{1}{2} = 165)$ 充当金額 ¥165

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

家賃

ご利用明細 いつもご利用いただき
ありがとうございます

ただいまのご利用の詳細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめの
うえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご確認ください。

年	月	日	取引店番号	機械処理番号	銀行番号
03	04	05	404060	192	
店舗番号		口座番号			
09	現金扱				
お取引内容		お取引金額			
お振込		¥93,330			
お取引時刻		お取引後残高			
12:49		おつり ¥6,670			
琉球銀行					
口座番号					
受取人 カ.ナツフ"サイツケ"ソカセツタ様					
依頼人 スイマツフ"ソツン"様					
振込日 03-04-05					
振込金額 ¥93,000					
振込手数料 ¥330					
0405119					
印紙税申告納付につき那覇税務署承認済					

琉球銀行

102-917(23.01)

3月分振込手数料 糸和

(330 × 1/2 = 165) 充当金額 ¥165

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代
低圧・従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 7月分

領収金額	13,985 円
料金	12,582 円
再工事賦課金	1,403 円

【再掲】
消費税等相当額 1,271 円
燃料費調整額 -882.97 円

ご使用量 471 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月17日	日 附 印
金融機関取扱期限日	8月27日	出納済
コンビニ等取扱期限日	9月6日	2. 7. 27

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

7月分割合
(13,985 × 1/2 = 6992)
充当金額 ¥ 6992

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 8月分

領収金額	11,786 円
料金	10,556 円
再工事賦課金	1,230 円

【再掲】
消費税等相当額 1,071 円
燃料費調整額 -841.57 円

ご使用量 413 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	9月28日	出納済
コンビニ等取扱期限日	10月8日	2. 9. 8

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

8月分割合
(11,786 × 1/2 = 5893)
充当金額 ¥ 5893

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 8月分

領収金額	9,889 円
料金	8,794 円
再工事賦課金	1,075 円

【再掲】
消費税等相当額 897 円
燃料費調整額 -1,119.04 円

ご使用量 361 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	10月29日	出納済
コンビニ等取扱期限日	11月8日	2. 10. 9

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

9月分割合
(9,889 × 1/2 = 4934)
充当金額 ¥ 4934

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269-119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 2年10月分

領収金額	6,908 円
料金	6,119 円
再工事賦課金	789 円

【再掲】
消費税等相当額 628 円
燃料費調整額 -938.06 円

ご使用量 285 kWh

*金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月16日	日 附 印
金融機関取扱期限日	11月29日	出納済
コンビニ等取扱期限日	12月6日	2. 11. 5

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

10月分割合
(6,908 × 1/2 = 3454)
充当金額 ¥ 3454

振替払込請求書兼受領証 (振込金(兼手数料)受領書)

口座記号 00190 9 950041 加入者名 沖縄電力株式会社
R 2年 11月分、10月16日～11月16日 二読用量 224 kWh
料金 5813 円
消費税等相当額(再掲) 528 円
合計 6341 円

支払期日 (裏面参照) R 2年 12月 17日
金融機関取扱期限日 R 2年 12月 25日
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日 R 3年 1月 6日

料 金 2. 12. 21
備 考

この受領証は、大切に保管してください。

(ゆうちょ銀行) (A) ご依頼人控

11月分割合
(6341 × 1/2 = 3170.5)
充当金額 ¥ 3170.5

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代
低圧 (従量)

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 2年12月分

領収金額 **3,313 円**

料金 2,014 円
再エネ賦課金 309 円

【再掲】
消費税等相当額 301 円
燃料費調整額 -411.30 円

ご使用量 134 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月15日	日附印
金融機関取扱期限日	1月25日	
コンビニ等取扱期限日	2月4日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

12月分案分½ (3,313 × ½ = 1,656)
充当金額 ¥1,656

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 3年1月分

領収金額 **5,128 円**

料金 4,541 円
再エネ賦課金 587 円

【再掲】
消費税等相当額 466 円
燃料費調整額 -579.14 円

ご使用量 197 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月19日	日附印
金融機関取扱期限日	3月1日	
コンビニ等取扱期限日	3月11日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

1月分案分½ (5,128 × ½ = 2,564)
充当金額 ¥2,564

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 3年2月分

領収金額 **3,693 円**

料金 3,255 円
再エネ賦課金 438 円

【再掲】
消費税等相当額 335 円
燃料費調整額 -440.99 円

ご使用量 147 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月18日	日附印
金融機関取扱期限日	3月26日	
コンビニ等取扱期限日	4月7日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

2月分案分½ (3,693 × ½ = 1,846)
充当金額 ¥1,846

電気料金払込受領証

未松 文信 様
電気番号 60269- 119-1-5
ご契約種別 従量電灯
令和 3年3月分

領収金額 **3,745 円**

料金 3,301 円
再エネ賦課金 444 円

【再掲】
消費税等相当額 340 円
燃料費調整額 -451.48 円

ご使用量 149 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月15日	日附印
金融機関取扱期限日	4月23日	
コンビニ等取扱期限日	5月5日	
沖縄電力株式会社 名護支店		

3月分案分½ (3,745 × ½ = 1,872)
充当金額 ¥1,872

電気代

低圧・従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様
 電気番号 60269-119-2-4
 ご契約種別 低圧電力
 令和 2年 7月分

領収金額 8,401 円
 料金 7,585 円
 再エネ賦課金 816 円

【再掲】
 消費税等相当額 783 円
 燃料費調整額 -387.30 円

ご使用量 274 kWh

*※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月17日	日附印
金融機関取扱期限日	8月27日	出納済
コンビニ等取扱期限日	9月6日	2. 7. 27

神崎電力株式会社 名護支店
 沖縄海邦銀行 収入印紙貼付欄

7月分半額 (8401 × 1/2 = 4200)
 充当金額 ¥4200

電気料金払込受領証

未松 文信 様
 電気番号 60269-119-2-4
 ご契約種別 低圧電力
 令和 2年 8月分

領収金額 6,266 円
 料金 5,825 円
 再エネ賦課金 441 円

【再掲】
 消費税等相当額 569 円
 燃料費調整額 -337.44 円

ご使用量 148 kWh

*※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	9月18日	日附印
金融機関取扱期限日	9月28日	2. 9. 8
コンビニ等取扱期限日	10月8日	沖縄海邦銀行 やんばる支店 T-1

神崎電力株式会社 名護支店
 収入印紙貼付欄

8月分半額 (6266 × 1/2 = 3133)
 充当金額 ¥3133

電気料金払込受領証

未松 文信 様
 電気番号 60269-119-2-4
 ご契約種別 低圧電力
 令和 2年 8月分

領収金額 6,303 円
 料金 5,833 円
 再エネ賦課金 470 円

【再掲】
 消費税等相当額 573 円
 燃料費調整額 -489.80 円

ご使用量 158 kWh

*※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	10月19日	日附印
金融機関取扱期限日	10月29日	出納済
コンビニ等取扱期限日	11月8日	2. 10. 9

神崎電力株式会社 名護支店
 沖縄海邦銀行 やんばる支店
 収入印紙貼付欄

9月分半額 (6303 × 1/2 = 3151)
 充当金額 ¥3151

電気料金払込受領証

未松 文信 様
 電気番号 60269-119-2-4
 ご契約種別 低圧電力
 令和 2年10月分

領収金額 4,696 円
 料金 4,515 円
 再エネ賦課金 181 円

【再掲】
 消費税等相当額 426 円
 燃料費調整額 -215.94 円

ご使用量 61 kWh

*※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月16日	日附印
金融機関取扱期限日	11月26日	出納済
コンビニ等取扱期限日	12月8日	2. 11. 5

神崎電力株式会社 名護支店
 沖縄海邦銀行 やんばる支店
 収入印紙貼付欄

10月分半額 (4696 × 1/2 = 2348)
 充当金額 ¥2348

電気料金払込受領証

未松 文信 様
 電気番号 60269-119-2-4
 ご契約種別 低圧電力
 令和 2年11月分

領収金額 4,435 円
 料金 4,301 円
 再エネ賦課金 134 円

【再掲】
 消費税等相当額 403 円
 燃料費調整額 -149.40 円

ご使用量 45 kWh

*※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月17日	日附印
金融機関取扱期限日	12月26日	出納済
コンビニ等取扱期限日	1月8日	2. 12. 21

神崎電力株式会社 名護支店
 沖縄海邦銀行 やんばる支店
 収入印紙貼付欄

11月分半額 (4435 × 1/2 = 2217)
 充当金額 ¥2217

電気料金払込受領証

未松 文信 様
 電気番号 60269-119-2-4
 ご契約種別 低圧電力
 令和 2年12月分

領収金額 4,185 円
 料金 4,105 円
 再エネ賦課金 80 円

【再掲】
 消費税等相当額 380 円
 燃料費調整額 -82.89 円

ご使用量 27 kWh

*※金額を訂正したものを、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月15日	日附印
金融機関取扱期限日	1月25日	出納済
コンビニ等取扱期限日	2月4日	3. 1. 21

神崎電力株式会社 名護支店
 収入印紙貼付欄

12月分半額 (4185 × 1/2 = 2092)
 充当金額 ¥2092

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

電気代

低圧・従量

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
令和 3年 1月分

領収金額	4,467 円
料金	4,330 円
再エネ賦課金	137 円

【再掲】
消費税等相当額 406 円
燃料費調整額 -135.24 円

ご使用量 46 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月19日	日附印
金融機関取扱期限日	3月1日	241212
コンビニ等取扱期限日	3月11日	21.3.25

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
令和 3年 2月分

領収金額	4,157 円
料金	4,083 円
再エネ賦課金	74 円

【再掲】
消費税等相当額 377 円
燃料費調整額 -75.00 円

ご使用量 25 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月18日	日附印
金融機関取扱期限日	3月26日	241212
コンビニ等取扱期限日	4月7日	21.3.25

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

未松 文信 様

電気番号 60269- 119-2-4
ご契約種別 低圧電力
令和 3年 3月分

領収金額	4,157 円
料金	4,083 円
再エネ賦課金	74 円

【再掲】
消費税等相当額 377 円
燃料費調整額 -75.75 円

ご使用量 25 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月15日	日附印
金融機関取扱期限日	4月23日	241212
コンビニ等取扱期限日	5月5日	21.3.25

沖縄電力株式会社 名護支店
収入印紙貼付欄

1月分半
 $(4467 \times \frac{1}{2} = 2233)$

充当金額 ¥2233

2月分半
 $(4157 \times \frac{1}{2} = 2078)$

充当金額 ¥2078

3月分半
 $(4157 \times \frac{1}{2} = 2078)$

充当金額 ¥2078

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

水道

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 3年 2月 2日発行


水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 3年 1月17日
末松 文信 様


給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 2年12月～令和 3年 1月分

納付期限 令和 3年 2月24日

用途	営業用
使用水量	2 m ³
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名 護 市 長 

名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
3. 2.

沖縄新邦銀行
宮里支店
納付期限後
領収不可
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5カ年間は保存して下さい。(お客様控え)

12.1月分新1/2
(6050 x 1/2 = 3025)
充当金額 ¥3,025

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 3年 4月 1日発行


水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 3年 3月13日
末松 文信 様


給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 3年 2月～令和 3年 3月分

納付期限 令和 3年 4月23日

用途	営業用
使用水量	4 m ³
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名 護 市 長 

名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
3. 4. 5

沖縄新邦銀行
宮里支店
納付期限後
領収不可
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5カ年間は保存して下さい。(お客様控え)

2.3月分新1/2
(6050 x 1/2 = 3025)
充当金額 ¥3,025

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費



水 道

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年 8月 4日発行
水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年 7月14日
末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
令和 2年 6月～令和 2年 7月分
納付期限 令和 2年 8月24日

用途	業務用排水
使用水量	8 m ³
水道料金	0 円
下水道料金	1,870 円
管戻手数料	円
合計金額	1,870 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 8. 6
沖縄海部銀行
名護市宇宮里448番地
上記の金額を領収しました。



訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年10月 2日発行
水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年 9月11日
末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
令和 2年 8月～令和 2年 9月分
納付期限 令和 2年10月23日

用途	営業用
使用水量	3 m ³
水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
管戻手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 10. 9
沖縄海部銀行
名護市宇宮里448番地
上記の金額を領収しました。



料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年12月 2日発行
水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年11月18日
末松 文信 様

給水 名護市宇宮里448番地の5
場所 201
令和 2年10月～令和 2年11月分
納付期限 令和 2年12月23日

用途	営業用
使用水量	4 m ³
水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
管戻手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 12. 21
沖縄海部銀行
名護市宇宮里448番地
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

6・7月分 1/2
(1870 x 1/2 = 935)

8・9月分 1/2
(6050 x 1/2 = 3025)
充当金額 ¥3025

10・11月分 1/2
(6050 x 1/2 = 3025)
充当金額 ¥3025

935 x 1/2 = 467

充当金額 7月分 ¥467

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分



事務所費

水道

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年 8月 4日発行
水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年 7月14日
末松 文信 様
給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 2年 6月～令和 2年 7月分
納付期限 令和 2年 8月24日

用途	業務用排水
使用水量	8 m ³
水道料金	0 円
下水道料金	1,870 円
糞尿手数料	円
合計金額	1,870 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 



領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 8. 6
名護市水道事業企業出納員
領収不可
上記の金額を領収しました。

を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年10月 2日発行
水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年 9月11日
末松 文信 様
給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 2年 8月～令和 2年 9月分
納付期限 令和 2年10月23日

用途	営業用
使用水量	3 m ³
水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
糞尿手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 



領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 10. 9
名護市水道事業企業出納員
領収不可
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年12月 2日発行
水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年11月18日
末松 文信 様
給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 2年10月～令和 2年11月分
納付期限 令和 2年12月23日

用途	営業用
使用水量	4 m ³
水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
糞尿手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 12. 21
名護市水道事業企業出納員
領収不可
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

6・7月分割合
(1870x1/2=935)

8・9月分割合
(6050x1/2=3025)
充当金額 ¥3025

10・11月分割合
(6050x1/2=3025)
充当金額 ¥3025

$935 \times \frac{1}{2} = 467$

充当金額 7月分 ¥467

統一様式 - ②

事務所概要申告票

議員名 末松 文信

1. 物件の所在

住所	名護市宮里448-5 琉興ビル201
電話番号	0980-43-5280

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

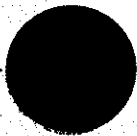
※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借借契約先 (株式会社 南部再資源センター) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

末松 文信 

貸貸人 氏名 株式会社 南部再資源センター 

住所 糸満市西崎町5丁目3番9

事務所費充当状況申告票

議員名 末松文信

1. 事務所の状況

住所 名護市宮里448-5 琉興リースビル.201(食ビル)

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合 50%

充当割合の説明: 自民党名護支部事務所と併設のため。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	90,000 円	家賃(月額)	45,000 円
その他	共益費 3,000 円	その他	1,500 円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

末松文信



建物賃貸借契約書

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)並びに乙の連帯保証人(以下「丙」という)とは、以下の条項により、建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙はその1通を保有する。

平成28年 12月 30日

(1) 賃貸借の目的物

建物	所在地	沖縄県名護市字宮里448-5		
	名称	琉興ビル		
	構造等	鉄筋コンクリート造 3階建		
	築年月	1991年 11月		
住戸	住戸番号	201 号室	専有面積	119 m ²
付属	敷地内駐車場	番		間取り

(2) 契約期間

契約期間	始期	2017年/月/日	から	終期	2019年12月31日	までの	2年間
------	----	-----------	----	----	-------------	-----	-----

(3) 賃料等

賃料	月額	90,000 円	毎月30日までに、翌月分を「口座振込」の方法で支払う。 振込手数料等は乙の負担とする。
共益費	月額	3,000 円	
駐車場代	月額	円	
礼金		0 円	家賃入金口座 琉球銀行 口座名義: (株)南部再資源化センター 琉興マンション管理室
敷金		90,000 円	
保証委託料		円	
家財保険料	2年間	円	
更新料		無し	

(4) 特約事項

乙は、貸室の退去時には次に掲げる費用を負担する。

- ① 畳の表替えは、入居期間が短期間であっても1枚3,500円(税別)で張り替えるものとする。
- ② ハウスクリーニング代は、甲の指定する業者へ依頼し、退去の立ち会いを行うものとする。
- ③ ハウスクリーニングにかかる電気・水道代として、一律1,000~2,000円をいただくものとする。
- ④ カギの交換代3,000円(税別)は、乙負担とする。

設備の概要	電気	沖縄電力コールセンター 0120-586-390
	水道	名護市役所水道業務課 0980-53-1212(代)
	ガス	沖縄協同ガス 0980-52-3119

(5) 契約の当事者

賃貸人(甲)	住所	沖縄県糸満市西崎町5丁目3番地9		
	氏名	株式会社南部再資源化センター	TEL:	098-995-0360
賃借人(乙)	住所	名護市大西7-15-5		
	氏名	末松文彦	TEL:	
	同居人氏名		TEL:	
連帯保証人(丙)	住所			
	氏名		TEL:	

第1条(総則)

甲は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)を本契約に定める条件により乙に賃貸し、乙は本物件を賃借する。

第2条(使用目的)

乙は、乙および乙の同居人の居住のみを目的として使用しなければならない。

第3条(入居人)

本物件に入居する人は、頭書(5)に記載する乙およびその同居人とする。

第4条(契約期間)

- 1 契約期間は、頭書(2)に記載のとおりとする。
- 2 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。
- 3 乙およびその同居人が本物件を退去した場合は、契約期間中であっても、本契約は終了する。

第5条(賃料)

- 1 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1カ月に満たない期間の賃料は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 3 甲および乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議のうえ、賃料を改定することができる。
 - ① 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - ② 土地または建物の価値の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - ③ 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合

第6条(共益費)

- 1 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という)に充てるため、共益費を、その定めのある場合は、甲に支払うこととする。
- 2 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1カ月に満たない期間の共益費は、その月の日数での日割計算した額とする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議のうえ、共益費を改定することが出来る。

第7条(敷金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)の記載する敷金を甲に預け入れることとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定に基づき甲が敷金を返還する場合は、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差引くことができる。
- 5 前項の規定に基づき甲が債務の額を敷金から差引く場合は、甲は、敷金から差引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

第8条(遅滞損害金)

乙は、頭書(3)に規定する支払期日までに賃料および共益費の全部または一部を支払わなかったときは、遅滞した額に対し、支払期日の翌日から当該賃料および共益費の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合による遅滞損害金を甲に支払わなければならない。

第9条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 2 乙は、本物件の増築、改築または改造を行ってはならない。
- 3 乙は、本物件の使用にあたり、別表1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用にあたり、別表3に掲げる項目に該当する場合には、甲に通知しなければならない。
- 6 乙が暴力組織の構成員ないし準構成員であってはならないのは勿論のこと、本物件に暴力組織、およびそれに類する団体(反社会的勢力)に関係するものを出入りさせてはならない。
- 7 乙の相続人は、乙が死亡した場合には、直ちに甲に通知しなければならない。

第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の諸料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または入居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
 - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
 - ③前条第1項後段に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - ①第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に違反したとき
 - ②第9条各項に規定する乙の義務に違反したとき
 - ③その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
 - ④本物件の賃貸借申込書についての虚偽事項の記載その他不正な方法により入居したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で15日以上に渡って引き続いて留守にし、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もしなかった場合には、その留守期間の満1カ月目をもって、乙は本契約を解除したととする。

第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも180日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも30日前に書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料・共益費(本契約の解約後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して30日を経過するまでの間、随時に本契約を解約することもできる。
- 4 本条項の解約申入れの日は、当事者がその書面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てる。

第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)、明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法居住による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2倍に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があると認めるときは、これを減額し、または免除することができる。

第15条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第16条(連帯債務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が連帯して履行義務を負うこととする。
 なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き連帯保証人としての責めを負うものとする。

第17条(天災および収用)

天災、地震、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、また、将来都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃貸借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害についても甲はその責めを負わないものとする。

第18条(法人契約)

- 1 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条文等を遵守させなければならない。
- 2 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体・個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

第20条(規定外事項および疑義)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

第22条(特約条項)

頭書(4)に記載のとおり。

別表第1(第9条第3項関係)

- ①鉄砲、刀剣類または爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- ②大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること
- ③排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- ④大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- ⑤犬、猫、鳥、魚等の動物を飼育すること
- ⑥本物件を故意に損傷すること
- ⑦共同生活の秩序を乱す行為をすること

別表第2(第9条第4項関係)

- ①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- ②本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- ③頭書(5)に記載する同居人に新たに親族(事実上の婚姻関係と同様の事情にある人その他の婚姻の予約人を含む)以外の人を追加すること
- ④本物件の模様替えその他工作を加えること
- ⑤敷地内に工作物を築造し、または敷地の現状を変更すること
- ⑥玄関の錠の取替え、取付けを行うこと

別表第3(第9条第5項関係)

- ①頭書(5)に記載する同居人に新たに親族を追加するとき
- ②14日以上継続して本物件を留守にするとき
- ③乙および丙の氏名・勤務先・連絡先等に変更があったとき
- ④乙が破産等の申立てを行ったとき
- ⑤本物件が損傷し、または損傷するおそれが生じたとき

別表第4(第10条関係)

- ①畳表の取替え、裏返し ②障子紙・ふすま紙の張替え ③電球、蛍光灯の取替え ④ヒューズの取替え
- ⑤給水栓(パッキン)の取替え ⑥排水栓(パッキン)の取替え ⑦その他費用が軽微な修繕